



平成31年4月17日  
自動車交通部

## 一般乗用旅客自動車運送事業者に対する処分について ～営業所に運行管理者不在～

一般乗用旅客自動車運送事業者である「かほく交通有限会社 宇ノ気営業所」に対し、石川運輸支局が平成30年10月4日に監査を実施したところ、道路運送法等関係法令に違反する事実が確認されたことから、北陸信越運輸局は、下記のとおり行政処分を行いましたので、お知らせします。

### 記

1. 処分の年月日

平成31年4月12日

2. 処分対象の事業者及び営業所（所在地）

株式会社 津幡観光社（石川県河北郡津幡町字津幡ニ13番地3）

かほく営業所（石川県かほく市宇野気ト115-2）

\*違反のあった「かほく交通有限会社 宇ノ気営業所」は監査後に、「株式会社津幡観光社」に譲渡していることから、当該事業者に対し処分を行うもの。

3. 監査実施の端緒

長期間、監査を実施していない事業者であったため。

4. 処分の内容

かほく営業所の事業の停止

事業の停止30日間（営業所に所属する全ての事業用自動車（5両）の使用停止を含む）

平成31年4月17日から平成31年5月16日まで

・この処分により付された違反点数は30点。（累積違反点数は30点）

5. 主な違反の概要

運行管理者を選任（全く不在）していなかったこと。

（運行管理者の選任違反）

道路運送法第23条第1項

（旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第1項）

（問い合わせ先）

自動車運送事業安全監理室

TEL 025-285-9164（担当 猿谷（サルヤ）、蝶名林（チョウナバヤシ））